

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 6 月 1 0 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年6月10日（木曜日）
午前11時35分 開会 午前11時46分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

陳情第2号 元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情

その他

午前11時35分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日は、陳情第2号、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情の審査を行います。

陳情第2号の参考人招致についてですが、陳情者の都合がつかず、参考人を呼ばずに審査を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、陳情第2号、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百条に定められた委員会として開催することに関する陳情を議題とします。

副委員長に朗読をお願いします。

〔副委員長 陳情第2号朗読—添付資料参照—〕

○待鳥美光副委員長 なお、その後457名の署名の追加提出があり、署名者は合計574名となります。以上です。

○安保友博委員長 それでは、陳情第2号について、審査を行います。

意見のある方は、挙手を願います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 この陳情については、百条委員会を開催するよという陳情ですので、この特別委員会ではそれを採択するかどうかというお話だと思うのですが、現在、特別委員会は中間報告が終わっていて、その後、方向性について議論をしていない部分がありますので、まずこの特別委員会でそういう議論をしてから、この陳情についての具体的な方向について検討する必要があるのかなと思います。特別委員会の中で議論をして、まずは特別委員会の方向性を決めることが先なのかなと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今、富澤勝広委員からお話があったように、特別委員会、まだ中間報告ということで、現在の特別委員会はまだ審査中ということでもあります。それから、最終的な特別委員会としての報告書をまとめて、その中でどのような方向性が出るかということもありますので、現在の段階では、この陳情に対しての扱いは、今すぐには難しいのではないかという気がします。私の考えとしては以上です。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 まだ、この委員会で調査が不十分な部分があります。これは市のほうが、裁判が終わっていないので資料として出せない資料もあり、調査が十分に行われていない部分がありますので、いずれ裁判と調査が進めばそういった資料も入手できますので、そういった資料、第三者委員会の動きを総合的に見て、今後どうするか判断していくこととなりますので、特別委員会でさらに調査していくということでもいいのではないかと思います。以上です。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今の意見と同意見であります。まだ中間報告でありまして、これから最終報告、結論を出していく最中で、現在は審査不十分であると認めます。これからの進行に従って見極める、慎重な判断が必要だと思えます。まして、百条という重たい法律的に根拠が入ってきますから、現在はまだ継続でやられるほうが妥当ではないかと判断いたします。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 私も皆様と同じ意見で、陳情者の方が本日ご都合が悪いということで、お話を聞くことができないのが残念ですが、理由の中ではっきりとしたこともわかりますし、やはり中間報告を出しましたけど、特別委員会の中できちんと議論して、方向性を決めた上で決定していったほうがよいかと思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 中間報告でも総括の最後に、今後の方向性についても百条委員会の設置については検討することとしているというふうにとまっていますので、その方向性が入ってから、再度審議しても問題ないのかなと思います。

○安保友博委員長 ほかに意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに意見がありませんので、以上にて陳情第2号に対する審査を終結します。

休憩します。（午前11時44分 休憩）

再開します。（午前11時45分 再開）

陳情第2号の討論、採決を行います。

○富澤啓二委員 委員長、動議を提出します。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 陳情第2号については、さらなる慎重審査の必要性を認めるため、継続審査とすることを望みます。以上です。

○安保友博委員長 ただいま富澤啓二委員から、陳情第2号を継続審査とすることの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、陳情第2号を継続審査とすることの動議は可決されました。

したがって、陳情第2号、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を地方自治法第百

条に定められた委員会として開催することに関する陳情については、継続審査とすることに決定しました。

休憩します。（午前11時45分 休憩）

再開します。（午前11時46分 再開）

次回の日程につきましては、改めて調整し、周知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

本日の案件は以上になります。そのほかに、何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前11時46分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博